

2009年度定期総会

三重県地方自治研究センター



2009年6月5日(金)、津市栄町。三重地方自治労働文化センターにおいて、三重県地方自治研究センター2009年度定期総会が開催された。当日は、当センター北岡勝征理事長のあいさつの後、来賓の県政策部理事山口和夫氏(三重県知事代理)、県市長

会代表 龜井利克氏、自治労三重県本部執行委員長浜中正幸氏より祝辞があり、その後、総会議長として承認された県職労原戸晃彦氏によって議事が進められた。

自治研センター会員総数134(団体及び個人会員)中81(委任状を含む)

総会記念会 講演会

「深まる経済危機と 新しいセーフティネットの再構築」

2009年6月5日(金)三重県地方自治研究センター

澤井勝氏を講師に招き、総会記念講演会を開催した。以下は講演内容の概要である。

今日のテーマにある「深まる経済危機と新しいセーフティネットの再構築」ですが、特に自治体の基本政策として取り組んでいくべきことを中心にお話ししたい。緊急経済対策ということで

2008年度の第2次補正予算が2月

自治研センター・総会 開催される



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
財三重地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
<http://www.mie-jichiken.jp/>
info@mie-jichiken.jp

の参加があり、この総会の成立が確認された後、事務局より2008年度経過報告・決算報告・会計監査報告が行われ、賛成多数で承認された。続いて、第1号議案／2009年度活動方針(案)が提案された。基本指針として、地方自治に関する調査研究・政策提言を行い、講演会やゼミナール・研究会を開催するとともに研究成果を広く出版物及びホームページなどで公表していく。具体的な研究事業としては、継続事業である「基礎自治体と道州制検討委員会」の開催及び「地方財政の研究」「地域医療」「地域活性化」などの研究会等を開催するというものである。

次に第2号議案／2009年度予算(案)及び第3号議案／一時借入金の最高限度額について(案)が括提案された。採決の結果、3つの議案は全て可決された。

か3年のうちの話であつて、これが終わったらどうなるのか。残骸が残るのでは意味がない。このお金は全て税金である。国債、赤字国債であるのだから、きちんと自治体の政策として取り組む必要がある。

昨今の経済情勢

まず経済危機について、リーマン・ブローザー破綻から始まり、それ以後生産の収縮・需要の収縮が起きた。100年に一度と言われるほどの落込みである。

経済危機が今後どうなるのかまだ分からぬが、経済が回復してきたときに、アメリカと日本の関係はどうなるかというのが問題である。一つ言えることは製造業の輸出を中心とした日本

内需中心の産業構造に変わつていかなればならないということである。変わつて行くべき方向は分かつてきている。環境産業とも言われているが、どれくらいの経済規模が確保できるか、成立するのか、など議論されている。

一方で、アメリカ経済も少し歯止めがかかりつつあるという話である。日本でも政府経済見通しでは悪化という言葉は使わなくなつた。一応生産の減少も底を打つたという形である。経済は回復に向かっているが、はつきりしているのは、雇用は回復しないということだ。

これをジョブレス・リカバリーという。雇用がない回復である。1990年代のア

メリカでも起つたが、経済は回復して企業収益は回復するけれど、雇用は回復しないという状態。派遣に頼りすぎたため、技術の継承が出来なくなっているという反省もあるので、一定の対策は講じ始めているが、景気が回復しても正規雇用は増やさない。景気が回復して企業収益が上がれば自治体収益も上がる。ただし、法人税は上がても住民税は下がつたままである。非正規雇用や失業者が増えれば住民税は下がる。ジョブレスとは自治体の財政構造を脆弱化させることだ。所得のない人が増えると、福祉の需要は増える。行政需要は増えるのに税収は下がるという構造になる。そのような時に、自治体の仕事として就労政策がますます重要になる。臨時の施策ではなく、社会的セーフティネットを再構築するという考え方である。一旦こけると滑り台の下まで落ちてしまうのが今の社会である。途中で引っかからないこの状況を再構築しなければならないということである。

新しいセーフティネットの構築

- 1 日本的デュアル・システムの本格拡充と自治体の無料職業紹介事業の展開**
- 一つは職業訓練にお金を出すということ。失業者などに職業訓練をやって、新しい労働力を再生していく、新しい

企業に適応するような労働力として活き返つてもらいう。もう一つは、ハローワークに登録すれば現在職業訓練を無料で受けられるが、生活費は出ない。そうではなく、ヨーロッパ諸国でやっているように、受けている人に対し月10万円程度生活費を支給して、職業訓練に専念してもらうということである。生活費を支給して就業訓練により入りやすくする。つまり訓練と生活支援を二重にするという仕組みがデュアル・システムである。今度の補正予算では国もこの仕組みを取り入れている。「再就職支援・能力開発対策」で7千億円を計上している。

「各都道府県、各市町村はハローワークと連携して無料職業紹介事業を行う」というのがこの項目の主題である。地方自治体には2000年の分権一括法とともに、2003年の職業安定法の改正によって広く雇用就労政策を、国と協調、協力の下に推進する権限が付与されている。雇用に関する必要な施策というのは広いが、雇用対策法の目的のとおり、基本的には何でもやつてもらいたいということだ。

また、規制改革の一環として無料職業紹介事業が地方公共団体にも解禁された。つまりハローワークと同じ仕事、無料職業紹介ができるようになった。鳥取県は地理的に東西に長いが、米子にあつたハローワークが2007年11月に廃止された。そこで鳥取県が事業所

産業に適応するような労働力として活き返つてもらいう。

もう一つは、ハローワークに登録すれば現在職業訓練を無料で受けられるが、生活費は出ない。そうではなく、ヨーロッパ諸国でやっているように、受けている人に対し月10万円程度生活費を支給して、職業訓練に専念してもらうということである。生活費を支給して就業訓練により入りやすくする。つまり訓練と生活支援を二重にするという仕組みがデュアル・システムである。今度の補正予算では国もこの仕組みを取り入れている。「再就職支援・能力開発対策」で7千億円を計上している。



2 同一労働同一賃金原則の確立

これは難しいが、正規労働者と非正規労働者の間の格差をなくして同じ労働者の割合が35.5%、これが20%以下がるとは思えない。そういう状況である以上は社会に格差は無くならないのでは、まずは非正規労働者は残る(減らな)ということを前提として、非正規労働者の雇用条件を改善していくべきである。具体的に言えば、厚生年金の加入、医療保険・雇用保険の適用を同等にすることである。

島根県はふるさとUターン・Iターン事業というものをやつしていく、93年にふるさと島根定住財団というものをつくり、県が無料職業紹介事業の事業所になり財団に事業を委託した。カウンセラーなどの専門員を東京の専門集団から2年間雇い、専門業者のノウハウを吸収した。それにより財団が自立して職業紹介事業をするようになつた。当初は経産省の補助金を使ってやつていたが、補助金がなくなつてもやつていけるようになつた。もう一つ、産業体験コースとい

うものを毎年行つてゐる。100人以上集まる事業であるが、1年間体験させ1ヶ月5万円の給付金と家を提供する。対象は農業体験・漁業体験・和菓子職人体験等だ。1年間という長期間実施することにより、随分中身が濃い職業体験になつてゐる。1年後の残留率は6割であり、特に20~30歳の若い人が残ることまでやらないと意味がないのでぜひ参考にしてもらいたい。

を取り戻す程度にしかならず、労働者の手元まで回らない。そこで政府も方向を変えて、今回は2,400億円くらい補正して、待遇改善を行った施設に加算をし、一人当たり15,000円給与が引き上げになるという仕組みになった。結果3%の報酬引き上げ改定と一人15,000円の給与引き上げとなつたが、それでもまだ足りない。今も他の産業とは10万円差がある。本来介護報酬が上がつた分は保険料でまかなわなければならぬ。将来的な保険料の値上げはあるかもしれない。介護保険の仕組みは残しながら国費の投入割合を増やすことがいいと思う。そうしないと保険料が高くなりすぎて、国保と同じような状態になつてしまつ。引き続き議論をしていくべきである。

3 最低保障年金

二トとか30代の高齢フリーター等の無年金者が増えている。無年金者が大量に増えたときに社会保障制度としてどう守るかということで、最低保障年金を確立しようという議論が進んでいる。民主党案は一律7~8万円といふものだが、これができると財源的にはかなり大変なことになる。

4 税制改正

所得税と消費税の引き上げについては、いろいろな議論がある。表は自民党の税制調査会の数字であるが、所得税

の再分配機能を回復する必要がある。つまり、今のように50%が最高税率だがもつと上げなければいけない。自民党でそういう議論をしているが、それはリアルな議論でいい。消費税の引き上げについても、上げざるを得ないと思うが、それには消費税の逆累進性を考えなければならぬ。所得が低い人ほど消費の割合が高いため、消費税率の負担が大きくなる。200万円の所得の人はすべて消費に使うから全てに5%課税され1,000万円の人は500万円ぐらゐしか使わないから、高所得者は消費税の負担割合は低くなる。これを逆累進性という。これを緩和しなくてはいけない。ではどうやって緩和するか、

一つは複数税率である。食品などを低

	所得税率	住宅税の最高税率	合計の最高税率	
1974年度	10%~75%	19段階	18%	93%
1984年度	10.5%~70%	15段階	18%	88%
1987年度	10.5%~60%	12段階	18%	78%
1988年度	10%~60%	6段階	16%	76%
1989年度	10%~50%	5段階	15%	65%
1999年度	10%~37%	4段階	13%	50%
2007年度	5%~40%	6段階	10%	50%

くして、ぜいたく品を高くする。イギリスなどが既に導入しているが、税額をどう決めるか、売り場が対応できるかなど、実務的にはかなり大変である。

もう一つは給付金付税額控除(※注)で、これは今の税制改革の中心的な目玉で、要するに減税政策である。ただ、通常の減税では課税所得以下の低所得者層には全然関係ないが、この制度では低所得者には全額給付する。イギリスやアメリカ、韓国でも既に導入している。日本でもやつと議論になりつつある。仕組みはいろいろあるので、どう組み合わせるかが問題である。給付金付税額控除を消費税率引上げに組み合せていくと良い。

5 入りやすく出やすい生活保護へ

生活保護はセーフティネットの基礎であり、最後のセーフティネットである。

「出やすい」ということについて、地域就労支援事業と組み合わせる。入つてから半年までの間に就労支援をしっかりと行い、脱却させることを徹底する。前述のとおり市町村がハローワーク機能を持つて、その場で就労斡旋ができる。社会参加支援、生活自体をどうやって地域に繋いでいくか、特に高齢者に就労と言うのは無理なので、地域生活に参加させて、孤立させないようにする。そのためには地域社会といふものの自体を再建しなければいけない。具体的にいふと相談員、巡回員が必要である。社

会に参加する・地域に参加して排除されない仕組みを作る。そのことによって、生活そのものを維持していく。単にお金を出すだけではなく、生きていくことの尊厳を再構成していく、そういう仕事が必要になる。

6 地域「ミニ」テイの再生

生活保護受給者ではない低所得者層、セーフティネットからこぼれた人にとって、最後は地域である。私の提案は地域自治制度を義務化すること。「地域福祉計画」の策定と推進が全市町村に義務化されているが、機能しているものは多くない。「地域福祉計画」の特色は地

7 CSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の設置

これは大阪府では既に全市町村に設置されている。「地域福祉計画」を推進していく際に、人と人を繋ぐ「アシリテーター」として発生する問題を統合して調整していく。大阪府の場合、補助基準額は一人580万円、半分は市、半分は府が負担する。市町村によってばらつきがあるが、非常に成果が出ている。橋下改革で、一般の総合補助計画と統合されてしまつたが、定着しつつあるので、継続に向け検討していただきたい。

8 NPO法人を20万人に

行政の役割は新しい市民組織を広く作つて支援すること。前回も「1職員1NPO」の話をしたが、誰でも市民組織を作ることはできるので行政はしっかりと支援してもらいたい。

9 林業労働者の10万人雇用

これはかなりの公費を投入しなければならないが、森林組合だけに任せてもなかなか進まない。技術やノウハウを継承・蓄積していくことが重要。

10 貧困の連鎖を止める教育改革、最低賃金の引上げと罰則の強化、労働者派遣法改正、消費者行政の拡充

生活保護世帯で育つた子供が、将来生活保護を受ける割合は非常に高い。

そういう貧困や学力低下の連鎖がある。東京都の社会福祉事務所は塾費の授業料の補助をしている。板橋区から始めて、現在23区にある。自治体ごとにそういう工夫があつていい。「最低賃金の引上げと罰則の強化」「労働者派遣法改正」これは引き続きやってもらいたい。

ただ、消費者法が成立したので風向きが逆になつた。素人にもできる消費者相談ノウハウを継承しなければいけない。以上が提案するセーフティネットの中身である。

緊急雇用政策として、交付金等が割かれているが、その期間は2年ないし3年しかない。地方はこの金と制度をどう使つていくか。雇用対策は自治体の仕事であり、人々の雇用を守るのは自治体の仕事だということを明確にして進めていただきたい。

※注:2兆円の財源(今度の政府補正予算の給付金の額)を、収入600万円以下の世帯の、15歳以下の被扶養者1,000万人に均等に配分すると被扶養者一人当たり20万円となる。これを各世帯の被扶養者の人数に応じて配るものとする。2人の被扶養者がいる世帯の受給額は40万円となるが、所得税を課税している場合は減税とする。非課税の場合は全額給付とする。



「限界集落と地域再生」

大野晃著／京都新聞出版センター

当センターでは、今年度「地域活性化」を研究テーマの一つとしている。それにあたり「限界集落」という言葉の名付け親であり、長野大学教授の大野晃氏著「限界集落と地域再生」という本を紹介したい。

「限界集落」の定義は、「65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超える、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活が困難な状態に置かれている集落」としている。

本著では、山村集落における自治機能の低下の原因は、大都市と農山漁村の地域間格差の拡大であり、特に外材圧迫による長期の林業不振が拍車をかけていると書いている。たしかに、三重県内にも面積の大半が山間部という地域があり、林業で生活していた人が多かった。林業の不振が地域に与えた影響は少なくなかったのではないだろうか。

「限界集落」を防ぐ対策を、自治体ではなく住民が進んで取り組んでいる事例についても、本著では取りあげている。例えば北海道津別町では、2006年に住民が政策を作り提起していくと、「津別町自主・自立まちづくり構想」をまとめた。さらに、これまでの総合計画は行政が策定していたが、2008年に発足した総合計画策定審議会は、町民が主体の会議としてスタートした。この取り組みに筆者は、

「お上任せ」を脱却していることに對し評価している。

筆者は、「ライフ・ミニマム」の保障をするようにと、強調して書いている。この「ライフ・ミニマム」とは、人間が生きていくための最低限度の生活条件であり、それを「限界集落」の中で維持するには、集落の中に「山の駅」(多目的総合施設)の設置をすべきであると提案している。集落の人たちが歩いて年金を下ろせ、生鮮食料品を購入し、顔見知りと長話ができるところ。それこそが山村に住む人たちにとって最低限度の生活条件であり、それらを可能にするものが「山の駅」ではないだろうか。

山村の現状や筆者が研究した地区の紹介が詳しく載っているため、「限界集落」の実態を知るための入門書として、本著は適しているのではないかと思う。三重県に住む私たちにとって、高齢化や過疎化の問題はもはや他人事ではない。都市部に住み、山村の実情を全く知らない人はもちろん、少しでも興味がある人には、ぜひ読んでもらいたい一冊である。

